

海田町教育委員会告示第9号

海田町地域学校協働本部設置要綱を次のように定める。

令和8年6月29日

海田町教育委員会教育長 森 山 真 文

海田町地域学校協働本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海田町地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 海田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び海田町立小中学校（以下「学校」という。）の教育方針（目標を含む。）並びに社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に基づき、地域住民及び学校が協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供し地域総ぐるみで子供を育てることを目的とする。

(業務)

第3条 協働本部は、地域の特色及び実情を踏まえ、地域学校協働活動を円滑に推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学校教育の支援活動に関すること。
- (2) 地域及び学校が連携し協働する活動に関すること。
- (3) 放課後子供教室に関すること。
- (4) 外部人材を活用した教育活動に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認める業務に関すること。

(組織)

第4条 協働本部に本部長を置き、生涯学習課長をもって充てる。

2 協働本部は、次の各号に掲げる構成員により組織する。

- (1) 本部長
- (2) 地域ボランティア代表
- (3) 放課後子供教室代表

- (4) 地域連携担当教員
- (5) 教育委員会関係者
- (6) その他本部長が必要に応じて招集する地域関係団体等
(事務局等)

第5条 協働本部の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

2 事務局長は、本部長をもって充てる。

(遵守事項)

第6条 本活動は、政治活動、宗教活動及び営利目的の活動を行わず、当該活動を利用してはならない。

2 構成員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協働本部に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公示の日から施行する。